

新団体扱特約 目次

第1条	特約の締結	第12条	主契約が医療保障保険（個人型）の場合の特則
第2条	契約日の特例－保険料月払契約	第13条	主契約が連生終身保険等の場合の特則
第3条	団体保険料率A－保険料年2回払・半年払・月払契約	第14条	主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)等の場合の特則
第4条	団体保険料率B－保険料年2回払・半年払・月払契約	第15条	主契約が無配当医療保険等の場合の特則
第5条	保険料の払込み	第16条	主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の場合の特則
第6条	特約の消滅	第17条	保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則
第7条	社員配当金の支払い－保険料月払契約	第18条	保険契約に新転換特約または新保障一括見直し特約が付加されている場合の特則
第8条	保険証券	第19条	第1回保険料から団体を経由して払い込む場合の特則
第9条	主約款の準用		
第10条	主契約が生存給付金付通増年金収入保障保険等の場合の特則		
第11条	主契約が変額保険（終身型）等の場合の特則		

新団体扱特約

第1条（特約の締結）

- ① この特約は、官公署、会社、工場、組合等の団体（以下「団体」といいます。）において、この特約による取扱いを行おうとする際、次の条件をすべて満たすときに締結します。
1. 会社と保険料取次契約を締結した団体の従業員^[1]を保険契約者とする保険契約（以下「個別保険契約」といいます。）または団体を保険契約者とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員^[1]を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）であること
 2. 団体と従業員^[1]の間に給与^[2]の支払関係があること
 3. 保険契約者数^[3]または被保険者数が10人以上であること
- ② この特約において、保険契約者数および被保険者数は、保険料月払契約^[4]のみまたは保険料月払契約以外のみの人数により、計算します。

第2条（契約日の特例－保険料月払契約）

保険料月払契約^[1]締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、期間、年齢および保険料の計算は、この日を基準とします。ただし、会社の責任開始の時から契約日の前日までの間に保険事故の発生または被保険者の死亡により主契約が消滅するときは、会社の責任開始の日を基準としてこれらを再計算し、保険料に過不足があれば会社の支払う金額と清算します。

第3条（団体保険料率A－保険料年2回払・半年払・月払契約）

- ① 保険料年2回払・半年払・月払契約については、次のいずれかの場合にそれぞれ団体保険料率Aを適用します。
1. 保険料年2回払・半年払契約
 - イ. 個別保険契約の保険契約者数が20人以上のとき
 - ロ. 事業保険契約の被保険者数が20人以上のとき
 2. 保険料月払契約
 - イ. 個別保険契約の保険契約者数が20人以上のとき



補 則 欄



第1条補則

- [1] 役員を含みます。
[2] 役員報酬を含みます。
[3] 事業保険契約の被保険者数を含みます。
[4] 指定月保険料割増特約が付加されている保険契約を含めます。以下同じ。

第2条補則

- [1] 個別保険契約の場合に限ります。

- ロ. 事業保険契約の被保険者数が20人以上のとき
 - ハ. 同一事業所において、個別保険契約の保険契約者数と事業保険契約の被保険者数とを名よせの上合計して、20人以上のとき
 - ニ. この特約による団体扱いが事業所を異にして2以上あり、そのうちいずれかの事業所における個別保険契約の保険契約者数が20人以上^[1]のとき
- ② 団体保険料率Aを適用している保険料月払契約において、保険料を一括して払い込むときは、主約款にかかわらず、会社の定める割合で保険料を割り引きます。
- ③ 第1項のいずれかの要件を満たさなくなり、6か月以内に補充できないときは、次表に定めるところによります。

1. 個別保険契約の場合	保険料取次契約を解除するか、保険料を団体保険料率Bに変更します。
2. 事業保険契約の場合	この特約を解除するか、保険料を団体保険料率Bに変更します。

第4条（団体保険料率B－保険料年2回払・半年払・月払契約）

- ① 団体保険料率Aが適用されない保険料年2回払・半年払・月払契約については、団体保険料率Bを適用します。
- ② 前項にかかわらず、団体保険料率Bを適用している保険契約において、保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準として、会社の定める割合で割り引きます。

第5条（保険料の払込み）

保険料の払込みについては、次表に定めるところによります。

1. 個別保険契約の場合	<p>イ. 第2回以後の保険料は、その払込期間中、団体を経由して払い込んでください。この場合、団体から会社の本社または会社の指定する場所に払い込まれたときに、その払込みがあったものとします。</p> <p>ロ. 団体から保険料が払い込まれたときは、保険料総額に対する領収証を団体に発行し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。</p>
2. 事業保険契約の場合	<p>イ. 第2回以後の保険料は、その払込期間中、会社の本社または会社の指定する場所に一括して払い込んでください。</p> <p>ロ. 団体から保険料が払い込まれたときは、次に定めるところによります。</p> <p>(1) 保険料^[1]の3/100以下の金額を、その払込みの都度事務費として、団体に支払います。</p> <p>(2) 保険料総額に対する領収証を団体に発行し、個々の領収証は発行しません。</p> <p>(3) 団体は、保険料の払込みの際、保険料の払込みおよび事務費についての計算書を会社に発行してください。</p>

第6条（特約の消滅）

- ① 次表に定めるところにより、この特約は消滅します。

1. 個別保険契約の場合	<p>次のいずれかの場合に、消滅します。</p> <p>イ. 保険契約者が団体を脱退したとき</p> <p>ロ. 保険料取次契約が解除されたとき</p> <p>ハ. 主約款により保険料を前納したとき</p> <p>ニ. 主契約の保険料の払込みを要しなくなったとき</p> <p>ホ. 保険料の立替えが会社の定める回数継続したとき</p>
--------------	--



第3条補則

[1]第1項第2号ハにより合計する場合を含みます。

第5条補則

[1]保険料年1回払・年2回払・年払・半年払契約については社員配当金差引き後の保険料とします。

2. 事業保険契約の場合	<p>次のいずれかの場合に、消滅します。</p> <p>イ. 被保険者が団体を脱退したとき</p> <p>ロ. この特約が次により解除されたとき</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 両当事者のいずれかが、30日前に予告して解除したとき</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 被保険者数^[1]が10人未満となり6か月^[2]以内に補充できないため会社が解除したとき</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 第3条（団体保険料率A－保険料年2回払・半年払・月払契約）第3項により会社が解除したとき</p> <p>ハ. 主約款により保険料を前納したとき</p> <p>ニ. 主契約の保険料の払込みを要しなくなったとき</p> <p>ホ. 保険料の立替えがあったとき</p>
---------------------	---

- ② 前項第2号ロにより、この特約が消滅したときは、団体は清算を行い、会社から委任された書類または物品があれば、これを会社に返還してください。

第7条（社員配当金の支払い－保険料月払契約）

- ① 保険料月払契約の場合、保険契約者からあらかじめ申出があったときは、積み立てた社員配当金を、次に定める支払期に団体を経由して支払います。^[1] この場合、社員配当金につける利息は、契約日の年単位の応当日から次に定める支払期までの経過期間に対し計算するものとします。
1. 契約日の年単位の応当日が4月から9月の保険契約に対しては、その応当日を過ぎた後の11月
 2. 契約日の年単位の応当日が10月から3月の保険契約に対しては、その応当日を過ぎた後の5月
- ② 社員配当金の支払方法について特に団体との取決めがあるときは、その取決めの内容にしたがって社員配当金を支払います。

第8条（保険証券）

事業保険契約の場合には、会社は、個々の保険証券に代え、一括保険証券^[1]を団体に発行する^[2]ことがあります。

第9条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。

第10条（主契約が生存給付金付逓増年金収入保障保険等の場合の特則）

この特約が次の保険契約に付加されているときは、第7条（社員配当金の支払い－保険料月払契約）を適用しません。

1. 生存給付金付逓増年金収入保障保険
2. 増加養老保険特約付保険契約
3. 増加終身保険または増加生存保険の一時払保険料に充当する方法により社員配当金を支払う終身保険

第11条（主契約が変額保険（終身型）等の場合の特則）

この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されているときは、第2条（契約日の特例－保険料月払契約）および第7条（社員配当金の支払い－保険料月払契約）を適用しません。

第12条（主契約が医療保障保険（個人型）の場合の特則）

この特約が医療保障保険（個人型）に付加されているときは、第3条（団体保険料率A－保険料年2回払・半年払・月払契約）および第4条（団体保険料率B－保険料年2回払・半年払・月払契約）を適用しません。



第6条補則

- [1] 事業保険契約のみで構成される団体の被保険者数に限ります。
- [2] 保険料月払契約については3か月とします。

第7条補則

- [1] 事業保険契約の場合には、団体に支払います。

第8条補則

- [1] 一括保険証券および一括保険証券とともに交付する書面には、保険契約を締結した日（一括保険証券を発信した日をいいます。）を記載しません。
- [2] 保険契約の締結の際に限ります。

第13条（主契約が連生終身保険等の場合の特則）

この特約が連生終身保険または5年ごと利差配当付連生終身保険に付加されている場合、被保険者数の計算については、第1被保険者のみを主契約の被保険者とみなします。

第14条（主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)等の場合の特則）

この特約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)、5年ごと利差配当付こども保険、5年ごと利差配当付限定告知型終身保険、無配当新医療定期保険、無配当新医療終身保険、無配当医療終身保険(08)、無配当医療定期保険(09)、無配当医療終身保険(09)、5年ごと利差配当付医療定期保険、5年ごと利差配当付医療終身保険、限定告知型無配当医療終身保険、低解約返戻金型無配当介護保障終身保険、低解約返戻金型無配当終身保険または低解約返戻金型無配当特別終身保険に付加されているときは、第4条（団体保険料率B－保険料年2回払・半年払・月払契約）第2項を適用しません。

第15条（主契約が無配当医療保険等の場合の特則）

この特約が無配当医療保険、無配当新医療定期保険、無配当新医療終身保険、無配当医療終身保険(08)、無配当医療定期保険(09)、無配当医療終身保険(09)、限定告知型無配当医療終身保険、低解約返戻金型無配当介護保障終身保険、低解約返戻金型無配当終身保険または低解約返戻金型無配当特別終身保険に付加されているときは、第7条（社員配当金の支払い－保険料月払契約）を適用しません。

第16条（主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の場合の特則）

この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険または最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第2条（契約日の特例－保険料月払契約）を適用しません。
2. 主契約に付加されている特約について第3条（団体保険料率A－保険料年2回払・半年払・月払契約）および第4条（団体保険料率B－保険料年2回払・半年払・月払契約）を適用し、主契約には適用しません。
3. 第6条（特約の消滅）の適用に際しては、「要しなくなった」を「停止または終了した」と、「保険料の立替えが会社の定める回数継続した」および「保険料の立替えがあった」を「主契約において未払込み保険料の積立金からの払込みを取り扱った」と読み替えます。

第17条（保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則）

この特約が3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第2条（契約日の特例－保険料月払契約）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第2条（契約日の特例－保険料月払契約）

保険料月払契約¹⁾締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は、3年ごと配当付特約組立型保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、期間、年齢および保険料の計算は、この日を基準とします。ただし、会社の責任開始の時から契約日の前日までの間に保険事故の発生または被保険者の死亡により保険契約が消滅するとき（保険金の支払理由を定めている特約が年金支払期間中の特約のみとなる場合を含みます。）は、会社の責任開始の日を基準としてこれらを再計算し、保険料に過不足があれば会社の支払う金額と清算します。

2. 第6条（特約の消滅）の適用に際しては、「主契約の保険料」を「保険契約の保険料」と読み替えます。

第18条（保険契約に新転換特約または新保障一括見直し特約が付加されている場合の特則）

この特約が新転換特約または新保障一括見直し特約が付加されている保険契約に付加されているときは、第6条（特約の消滅）第1項各号の適用に際しては、次のへを加えます。

- へ. 払込保険料の払込みを停止したとき

第19条（第1回保険料から団体を經由して払い込む場合の特則）

個別保険契約において、第1回保険料から団体を經由して払い込むときは、第5条（保険料の払込み）第1号を準用します。この場合、団体から会社の本社または会社の指定する場所に払い込まれた時を主約款に定める第1回保険料を受け取った時とします。